

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 原則として、貴団体（全国単位の団体）が主催される会員事業者（特に経理担当者）向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体（地域ブロック単位の団体）が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能な場合がありますので、ご希望の場合にはご相談ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や少人数での複数開催などの対応も可能ですので、ご相談ください。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 消費税のインボイス制度の概要と留意点 など
- ※ 消費税の軽減税率制度に関する質疑等にも対応させていただきます。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
（申込期限は設けておりません。）
- ◇ 講師派遣は、平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の日程を希望される場合は前広にご相談ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙申込用紙にご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課

担当 古谷・木幡・益塚

電子メール：koya-t2pn@mlit.go.jp

kowata-r2hv@mlit.go.jp

masuzuka-s2sm@mlit.go.jp

FAX：03-5253-1557